

日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について

九州部会提出

米軍基地を抱える沖縄県は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を長年抱えている。

戦後70年余が経過した今日においても、国土面積のわずか0.6%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約70%が過度に集中し、米軍機による騒音被害は日常的に繰り返されている。

このような現状において、昨年8月には、米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機から約3.6キロの部品が落下する事故、一昨年には、3回も立て続けに米軍機の部品落下事故が起きている。過去には、MV22オスプレイ機やF15戦闘機等米軍機による事故も幾度となく発生している。

1972年に沖縄が日本復帰した以降、在沖米軍基地から派生する米軍人、軍属とその家族による刑法犯摘発件数は累計で6,052件（沖縄県警まとめ、令和2年9月末現在）。そのうち殺人や強盗、強姦、放火など凶悪犯罪は581件となっている。昨年9月から11月にかけては、タクシー強盗、傷害、器物損壊、公務執行妨害、酒気帯び運転等が多発し、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

これまで事件・事故が発生するたびに、多くの議会や自治体は繰り返し嚴重に抗議及び要請を行ってきたが、米軍は、毎回「綱紀粛正」「再発防止」を講じるとしてきたが、一向に改善がみられていないのが現状である。

よって、国においては、県民の生命・財産及び人権を守る立場から、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」がなされるよう強く要望する。